アール・イー・ジャパン株式会社

住宅金融支援機構適合証明業務手数料規程

平成 17 年 12 月 20 日　制定	平成 18 年 4 月 17 日　改定	平成 19 年 5 月 24 日　改定
平成 19 年 6 月 20 日　改定	平成 19 年 7 月 1 日　改定	平成 19 年 12 月 25 日　改定
平成 20 年 4 月 1 日　改定	平成 20 年 7 月 1 日　改定	平成 20 年 10 月 1 日　改定
平成 21 年 1 月 1 日　改定	平成 21 年 1 月 13 日　改定	平成 21 年 9 月 1 日　改定
平成 22 年 1 月 12 日　改定	平成 22 年 4 月 1 日　改定	平成 23 年 8 月 1 日　改定
平成 23 年 11 月 1 日　改定	平成 23 年 12 月 1 日　改定	平成 25 年 4 月 1 日　改定
平成 26 年 4 月 1 日　改定	平成 27 年 4 月 1 日　改定	平成 29 年 5 月 10 日　改定
平成 29 年 10 月 25 日改定	平成 30 年 2 月 1 日　改定	平成 31 年 4 月 1 日　改定
令和元年 10 月 1 日　改定	令和 3 年 1 月 1 日　改定	令和 4 年 10 月 1 日　改定
令和 5 年 4 月 1 日　最終改定	令和 8 年 10 月 15 日	

（趣旨）

第1条　この適合証明業務手数料規程は、アール・イー・ジャパン株式会社（以下「REJ」という。）が住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」平成 24 年 4 月 1 日））第10条第1項に定める適合証明業務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

（手数料の区分）

第2条　適合証明業務の手数料は、機構が定めた融資種別、技術基準及び手続きの方法に基づく次の区分とする。

一　新築住宅　一戸建て等及び共同建ての場合　確認検査、評価業務及び技術的審査との併願等

二　賃貸住宅　賃貸住宅（まちづくり融資、子育て世代向け省エネ賃貸住宅融資及びサービス付高齢者向け賃貸住宅融資）　一戸建て等及び共同建て　確認検査との併願等

三　優良住宅取得支援事業（以下「フラット 35S」という。）（特に優良な住宅基準（以下「金利 A プラン」という。）及び優良な住宅基準（以下「金利 B プラン」という。）、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性又は耐久性・可変性

2　フラット 35S における手数料は一戸建て等と共同建てに区分するものとする。

（新築住宅（一戸建て等及び共同建て）における手数料）

第3条　新築住宅（一戸建て等及び共同建て）の手数料は、別表第 1（一戸建て等）、別表第2（共同建て）とする。

（賃貸住宅及びまちづくり融資（建設）における手数料）

第4条　賃貸住宅及びまちづくり融資（建設）における手数料は、別表第 3 とする。

（

（手数料収納方法）
第 5 条　適合証明業務申請手数料の収納方法は、現金又は REJ の指定する口座への振込みとする。
2　前項の振込みによる金融機関への手数料は建築主の負担とし、申請する当日までに行う。
3　建築主は建築主の都合により、設計検査に関する通知書の交付までの間に計画の変更がある場合は、別表第 1 備考第 10 項の表の手数料の額を設計検査に関する通知書の交付の日までに収納する。
4　第2項の規定は、建築主と別の定めについて規定した場合は、適用しない。

（手数料の支払期日）
第 6 条　手数料及び第 8 条で定める出張旅費の支払期日は、適合証明業務約款(以下「約款」という。)で定める。
2　前項の規定は、建築主と別の定めについて規定した場合は、適用しない。

（手数料の返還）
第 7 条　建築主の都合により、設計検査申請、現場検査申請（中間）、又は竣工現場検査申請・適合証明申請の取り下げを行ったときは、一度収納した当該申請の手数料は返還しない。ただし、設計検査申請、又は現場検査申請（中間）と同時に契約して検査をしていないものについては、別表第 1 新築住宅　一戸建て等及び別表第 2 新築住宅　共同建ての中間現場検査、竣工現場検査・適合証明の検査に対応する額を返還する。
2　建築主が約款の契約に違反したことにつき、REJ が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、一度収納した適合証明業務申請手数料は返還しない。
3　REJ が約款の契約に違反したことにつき、建築主が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは一度収納した適合証明業務申請手数料の手数料は返還する。

（出張旅費）
第 8 条　建築主等は、遠隔地として REJ が指定する区域に現場検査を依頼する場合は、検査手数料と合わせて出張旅費を収納する。
2　前項の指定区域及び出張旅費は別に定める。
3　出張旅費の収納方法は、第 5 条を準用する。

（個別契約の手数料）
第 9 条　個別契約した手数料については別に定めることができる。

（雑則）
第10条　REJ は、第3条及び第 4 条に定める手数料について市場価格等を勘案し、REJ 役員会の承認により変更することができる。
2　REJ は、上記により変更をした場合は、遅滞無く機構へ届を提出するとともに、建築主に周知を行う。

附則（適合証明業務に関する協定申請時）
（施行期日）
第1条　　この規程は、平成 17 年 12 月 20 日から施行する。

附則(平成 18 年4月 18 日届出)
(施行期日)
第1条　この規程は平成 18 年 4 月 17 日から施行する。

附則(平成 19 年 5 月 22 日届出)
(施行期日)
第1条　この規程は、平成 19 年 5 月 24 日から施行する。

(出張旅費に関する経過措置)
第2条　この規程は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程第 7 条による契約を行ったもので、施行の日以降に検査を行おうとするものについては従前の例による。

附則(平成 19 年 7 月 7 日届出)
(新手数料に関する施行期日)
第1条　この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附則(平成 19 年 7 月 7 日届出)
(新手数料に関する施行期日)
第1条　この規程は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附則(平成 20 年 4 月 1 日届出)
(新手数料に関する施行期日)
第1条　この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程による契約を行ったもの及び設計審査の合格をされているもので、施行の日以降に検査を行おうとするものの検査については従前の例による。

附則(平成 20 年 6 月 19 日届出)
(新手数料に関する施行期日)
第1条　この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程による契約を行ったもの及び設計審査の合格をされているもので、施行の日以降に検査を行おうとするものの検査については従前の例による。

附則(平成 20 年 9 月 30 日届出)
(返金規定に関する施行期日)
第1条　この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附則(平成 20 年 12 月 15 日届出)
(新出張旅費に関する施行期日)
第1条　この規程は、平成 21 年 1 月 1 日より、かつ、第 4 条に規定した地方公共団体等の覚書等を締結した日から適用する。ただし、この施行の日より前に旧規程第 7 条による契約を行ったもので、施行の

日以降に検査を行おうとするものについては従前の例による。

附則(平成 21 年 1 月 13 日届出)
(新フラット 35S(中古タイプ)の施行期日)
第1条　この規程は、平成 21 年 1 月 5 日より適用する。

附則(平成 21 年 9 月 1 日届出)
(検査業務出張旅費規程の創設に伴う施行期日)
第1条　この規程は、平成 21 年 9 月 1 日より適用する。

附則(平成 22 年 1 月 12 日届出)
(フラット 35Sの竣工後特例等適用に伴う施行期日)
第1条　この規程は、平成 22 年 1 月 12 日より適用する。

附則(平成 22 年 4 月 1 日届出)
(エコポイント対象住宅証明書の業務に伴う施行期日)
第1条　この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

附則(平成 23 年 7 月 27 日届出)
(エコポイント対象住宅証明書の業務の廃止に伴う施行期日)
第1条　この規程は、平成 23 年 8 月 1 日より適用する。

附則(平成 23 年 10 月 31 日届出)
(賃貸住宅のメニューの一部変更に伴う施行期日)
第1条　この規程は、平成 23 年 11 月 1 日より適用する。

附則(平成 23 年 12 月 1 日届出)
(エコポイント対象住宅証明書の業務の再開に伴う施行期日)
第1条　この規程は、平成 23 年 11 月 22 日より遡って適用する。

附則(平成 25 年 4 月 1 日届出)
(期日)
第1条　この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則(平成 26 年 4 月 1 日届出)
(期日)
第1条　この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

附則(平成 27 年 4 月 1 日届出)
(期日)
第1条　この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附則(平成 29 年 5 月 1 日届出)

(期日)

第1条　この規程は、平成 29 年 5 月 10 日より適用する。

附則(平成 29 年 10 月 20 日届出)

(期日)

第1条　この規程は、平成 29 年 10 月 25 日より適用する。

附則(平成 30 年 2 月 1 日届出)

(期日)

第1条　この規程は、平成 30 年 2 月 1 日より適用する。

(経過措置)

第2条　別表 1 の備考 4 及び 5 の適用は、改正前の規定の適用において現に REJ が設計検査申請した対象建築物について行う中間現場検査、竣工現場検査・適合証明の検査については、適用しない。

附則(平成 31 年 3 月 18 日届出)

(期日)

第1条　この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

(経過措置)

第2条　この改正規定の適用の際、審査料金が収納されている場合は従前の例による。

附則(令和元年 9 月 20 日届出)

(期日)

第1条　この規程は、令和元年 10 月 1 日より適用する。

(経過措置)

第2条　この改正規定の適用の際、審査料金が収納されている場合は従前の例による。

第3条　この改正規程の適用の際、現に第 10 条第 1 項に規定する個別特約を適用し契約しているもので同特約に含まれないもの、又は延べ面積の合計が 500 ㎡を超えるものについては、新料金を適用する。

附則(令和 2 年 12 月 23 日届出)

(期日)

第1条　この規程は、令和 3 年 1 月 1 日より適用する。

(経過措置)

第2条　この改正規定の適用の前に、フラット 35S(金利 B)の適用で断熱性能等級のみを受付けられたものは従前の例による。

附則(令和 4 年 10 月 14 日届出)

(期日)

第1条　この規程は、令和4年 10 月 1 日より遡って適用する。

附則(令和５年３月15日届出)

(期日)

第1条　この規程は、令和５年４月１日から適用する。

(経過措置)

第2条　改正前の規定の適用の際、引き続き行う中間検査及び完了検査の手数料に係る適用は従前の例による。

第3条　フラット35の制度により、旧基準を適用できるものは従前の例による。

附則(令和８年10月15日届出)

(期日)

この規程は、令和８年10月15日より適用する。

別表第１　新築住宅一戸建て等

基礎額

条件			設計検査申請 （円/戸）	中間現場検査 （円/戸）	竣工現場検査・適合証明の検査 （円/戸）
通常			10,000	15,000	20,000
	併願	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書	省略	15,000	20,000
		建設住宅性能評価	省略	省略	14,000
中間現場検査までに、設計検査の合格			12,000	15,000	20,000
竣工済特例					55,000

備考

1　上表の額は、消費税を含む。（以下同じ。）

2　上表は基礎額とし、REJ が想定していない工法等であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、見積により申請内容を勘案して減額又は増額することができる。（第8項及び別表第2において同じ。）

3　前項の「工法等」とは、プログラムの種類、構造強度に係る計画とする。

4　上表において、省エネ基準適合チェックリストを活用しない場合は、上表の設計検査申請に 10,000 円を竣工現場検査・適合証明の検査に 3,000 円をそれぞれ加算する。（ZEH、金利Aプラン又は金利Bプランの省エネルギー性の基準を選択する場合を除く。）

5　この申請の基礎となる建築基準法第6条の2による建築確認申請を REJ 以外に申請する場合は、本表（第 8 項の表並びに別表第2の基礎額及び同表備考第4項の表において同じ。）の額に2倍を乗じて得た額とする。この場合において、算定した額に 10 円以下の端数が生じる場合は当該額から 10 円以下を切り捨てた額とする。以下同じ。

6　設計検査申請を省略するための設計住宅性能評価書併願の条件は、断熱等性能等級4以上、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上、かつ、劣化対策等級原則2以上、かつ、維持管理対策等級【専用配管】原則3のものとする。

7　建設住宅性能評価書を活用した上で、設計検査及び中間現場検査を省略して、竣工現場検査のみを実施する場合の条件は、原則として断熱等性能等級4以上、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上、かつ、劣化対策等級2以上、かつ、維持管理対策等級【専用配管】原則3のものとする。

8　ZEH、金利Aプラン又は金利Bプランの加算額は、次表による。この場合において複数の基準を選択する場合は、それらの合計額とする。（別表第2備考第4項及び別表第3備考第2項において同じ。）

基準（1基準ごと）		設計検査申請 （円/戸）	中間現場検査 （円/戸）	竣工現場検査・適合証明の検査 （円/戸）
省エネルギー性	断熱等性能等級＋一次エネルギー消費量等級	10,000	8,000	3,000
	建築物エネルギー消費性能基準	10,000	8,000	3,000
	ZEH Oriented における ZEH 基準	34,000	8,000	3,000
耐震性（免震建築物を除く。）		10,000	8,000	8,000

耐震性(免震建築物に限る。)	17,000	17,000	8,000
バリアフリー性	10,000	8,000	8,000
耐久性・可変性	10,000	8,000	8,000
竣工済特例	当該表の基準によるそれらの合計		

9　上表の加算額について、基準を補完する次のいずれかの認定通知書等の写しが添付されている場合は適用しない。(共同建てにおいて同じ。)

イ　低炭素住宅の認定通知書

ロ　長期優良住宅の認定通知書

ハ　集約都市開発事業計画の認定通知書

ニ　BELS 評価書、及びエネルギー消費量算定プログラムの帳票

ホ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による性能向上計画の認定通知書

10　計画変更の場合　次の条件による。

条件	設計検査申請(円/戸)
住宅の工法が大きく変更される場合	4,200
REJ が審査上必要と認めた場合	4,200
フラット 35S を新たに追加する場合(1 基準ごと)	備考第8項の表による
フラット 35S で選択する基準を追加又は変更する場合(1 基準につき)	備考第8項の表による

11　中間又は竣工現場検査の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の 17 時 30 分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、中間又は竣工現場検査手数料(別に定める出張旅費規定に係る額を除く。)に 0.1 を乗じて得た額(算定した額が 5,000 円未満となる場合は 5,000 円)を徴収する。(次表及び別表第5において同じ。)

12　現場検査の結果において再検査の手数料は、検査手数料(別に定める出張旅費規定に係る額を除く。)に 0.8 を乗じて得た額(算定した額が 5,000 円未満となる場合は 5,000 円)を徴収する。(次表及び別表第5において同じ。)

別表第2　新築住宅　共同建て

基準額

戸数	条件	設計検査申請 (円/棟)	竣工現場検査・適合証明の検査 (円/棟)
1～20 戸	通常	44,000	94,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	31,000	94,000
21～50 戸	通常	67,000	161,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	46,000	161,000
51～100 戸	通常	94,000	236,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	65,000	236,000
101～200 戸	通常	121,000	303,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	79,000	303,000
201 戸以上	通常	144,000	332,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	94,000	332,000

備考

1　同一敷地内に複数の棟に分かれた共同住宅がある場合の戸数の算定方法は、棟ごととする。

2　設計住宅性能評価書併願の条件は、断熱等性能等級4以上、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上、かつ、維持管理対策等級【共用配管】原則 2 以上のものとする。

3 フラット 35 登録マンションの場合は、本表の額に 0.8 を乗じて得た額とする。

4 ZEH、金利Aプラン又はBプランの加算額は、次表による。

基準(1基準ごと)		設計検査申請(円/棟)	竣工現場検査・適合証明の検査(円/棟)
省エネルギー性		61,000	61,000
	ZEH-M Oriented における ZEH 基準	別途見積	
ロ　耐震性(免震建築物を除く。)		52,000	52,000
ハ　耐震性(免震建築物に限る。)		81,000	81,000
二　バリアフリー性		52,000	52,000
ホ　耐久性・可変性		52,000	52,000

5　計画変更の場合　次の条件による。

条件	設計検査申請(円/棟) M:戸数
住宅の工法が大きく変更される場合	M×4,200(上限 74,000)
REJ が審査上必要と認めた場合	M×4,200(上限 74,000)
フラット 35S を新たに追加する場合(1 基準ごと)	M×3,700(上限 74,000)
フラット 35S で選択する基準を追加又は変更する場合(1 基準につき)	M×3,700(上限 74,000)

別表第 3　賃貸住宅及び、まちづくり融資(建設)

	戸数	単独手数料	
		設計検査申請(円/棟)	現場検査(竣工)申請・適合証明業務(円/棟)
一般	5 戸未満	13,600	17,800
	6 戸～10 戸	23,000	29,300
	11 戸～15 戸	31,300	46,000
	16 戸～20 戸	37,600	57,500
	20 戸超	41,800	62,700
確認申請、かつ、建設住宅性能評価併願	5 戸未満	9,400	13,600
	6 戸～10 戸	12,600	23,000
	11 戸～15 戸	15,600	31,300
	16 戸～20 戸	18,800	37,600
	20 戸超	20,900	41,800
建設住宅性能評価のみ併願	5 戸未満	13,600	17,800

	6 戸～10 戸	23,000	29,300
	11 戸～15 戸	31,300	46,000
	16 戸～20 戸	37,600	57,500
	20 戸超	41,800	62,700

備考

1 加算額は次による。(Mは戸数を示す。)

基準(1基準ごと)		設計検査申請 (円/戸)	竣工現場検査 ・適合証明の検査 (円/戸)
子育て世代向け省エネ賃貸住宅融資	断熱等性能等級＋一次エネルギー消費量等級	M×5,000 (上限 100,000)	M×3,500 (上限 70,000)
	ZEH 基準	M×7,000 (上限 130,000)	M×3,500 (上限 70,000)
	長期優良住宅認定	加算しない。	加算しない。
サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資	断熱等性能等級	M×3,000 (上限 100,000)	M×2,500 (上限 70,000)
	建築物エネルギー消費性能基準	M×5,000 (上限 100,000)	M×3,500 (上限 70,000)
	バリアフリー性	M×3,000 (上限 100,000)	M×2,500 (上限 70,000)
まちづくり融資	断熱等性能等級	M×3,000 (上限 100,000)	M×2,500 (上限 70,000)

2 計画変更については、見積りとする。